

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 7 |

以上

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>株式会社地域経済活性化支援機構</u>が再生支援をする会社が発行する株券)</p> <p>第707条 <u>株式会社地域経済活性化支援機構</u>（以下「<u>地域経済活性化支援機構</u>」という。）が<u>再生支援決定</u>（<u>株式会社地域経済活性化支援機構法</u>（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する<u>再生支援決定</u>をいう。以下同じ。）を行った会社（<u>再生支援決定</u>が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（<u>株式会社地域経済活性化支援機構法</u>第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券（優先株等を除く。以下この条において同じ。）が、<u>再生支援決定</u>が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、<u>地域経済活性化支援機構</u>が当該会社の<u>再生支援決定</u>を公表した日から<u>5年以内</u>に開始する事業年度（<u>地域経済活性化支援機構</u>が当該会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。）を直前事業年度として当該会社が<u>その発行する株券</u>の新規上場申請を行うときにおける第205条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。</p> <p>（6） 利益の額又は時価総額 次のa又はbに適合すること。 a 最近1年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。）における利益の額が4億円以上であ</p>	<p>(<u>株式会社企業再生支援機構</u>が再生支援をする会社が発行する株券)</p> <p>第707条 <u>株式会社企業再生支援機構</u>（以下「<u>企業再生支援機構</u>」という。）が<u>支援決定</u>（<u>株式会社企業再生支援機構法</u>（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する<u>支援決定</u>をいう。以下同じ。）を行った会社（<u>支援決定</u>が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（<u>株式会社企業再生支援機構法</u>第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券（優先株等を除く。以下この条において同じ。）が、<u>支援決定</u>が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、<u>企業再生支援機構</u>が当該会社の<u>支援決定</u>を公表した日から<u>3年以内</u>に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が<u>当該株券</u>の新規上場申請を行うときにおける第205条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。</p> <p>（6） 利益の額又は時価総額 次のa又はbに適合すること。 a 最近1年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。）における利益の額が4億円以上であ</p>

ること。

- b 上場日における時価総額が 500 億円以上となる見込みのあること。ただし、最近 1 年間における売上高が 100 億円未満である場合を除く。
- 2 被支援会社である上場会社が、地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（地域経済活性化支援機構が当該上場会社の再生支援決定に係る全ての業務を完了した日の属する事業年度の末日後に開始するものを除く。）を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における第 308 条の規定の適用については、同条第 6 号を次のとおりとする。

（6） 利益の額又は時価総額

次の a 又は b に適合すること。

- a 最近 1 年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して 1 か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。以下この条において同じ。）における利益の額が 4 億円以上であること。
- b 上場会社の時価総額が 500 億円以上であること。ただし、最近 1 年間における売上高が 100 億円未満である場合を除く。
- 3 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第 311 条第 1 項の規定の適用については、同項第 5 号を次のとおりとする。

（5） 債務超過

上場会社がその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その

すること。

- b 上場日における時価総額が 500 億円以上となる見込みのあること。ただし、最近 1 年間における売上高が 100 億円未満である場合を除く。
- 2 被支援会社である上場会社が、企業再生支援機構が当該上場会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における第 308 条の規定の適用については、同条第 6 号を次のとおりとする。

（6） 利益の額又は時価総額

次の a 又は b に適合すること。

- a 最近 1 年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して 1 か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）を起算日としてさかのぼる。以下この条において同じ。）における利益の額が 4 億円以上であること。
- b 上場会社の時価総額が 500 億円以上であること。ただし、最近 1 年間における売上高が 100 億円未満である場合を除く。
- 3 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第 311 条第 1 項の規定の適用については、同項第 5 号を次のとおりとする。

（5） 債務超過

上場会社がその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の

事業年度の末日から 1 年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から 5 年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）

の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適當と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となつた場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次の a から d までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1 年以内（d に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適當と認める場合に限る。）には、当該 1 年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産活法第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- d 地域経済活性化支援機構による再生支援

末日から 1 年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適當と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次の a から d までのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1 年以内（d に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適當と認める場合に限る。）には、当該 1 年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産活法第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- d 企業再生支援機構による支援決定に基づく

決定に基づく事業の再生

4 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第601条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適當と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適當と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

く事業の再生

4 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第601条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適當と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適當と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

<p>a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続</p> <p>b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）</p> <p>c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理</p> <p>d <u>地域経済活性化支援機構</u>による<u>再生支援決定</u>に基づく事業の再生</p>	<p>a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続</p> <p>b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）</p> <p>c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理</p> <p>d <u>企業再生支援機構</u>による<u>支援決定</u>に基づく事業の再生</p>
<p>5 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第603条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。</p>	<p>5 被支援会社である上場会社が発行する株券についての第603条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。</p>

（3）債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき（当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、地域経済活性化支援

（3）債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が

機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次の a から d までのいずれかを行うことにより、当該 1 年を経過した日から 1 年以内 (d に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5 年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。) に債務超過の状態でなくなることを計画している場合 (当取引所が適當と認める場合に限る。) には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産活法第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生 (当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3 年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。) に債務超過の状態でなくなることを計画している場合 (当取引所が適當と認める場合に限る。) には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産活法第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生 (当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

付 則

この改正規定は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(削る)	<u>(6)の2 企業再生支援機構 規程第707条第1項に規定する企業再生支援機構をいう。</u>
(7)～(10) (略)	(7)～(10) (略)
<u>(10)の2 再生支援決定 規程第707条第1項に規定する再生支援決定をいう。</u>	(新設)
(11)～(12)の2 (略)	(11)～(12)の2 (略)
(削る)	<u>(12)の3 支援決定 規程第707条第1項に規定する支援決定をいう。</u>
(13)～(20) (略)	(13)～(20) (略)
<u>(20)の2 地域経済活性化支援機構 規程第707条第1項に規定する地域経済活性化支援機構をいう。</u>	(新設)
(21)～(35) (略)	(21)～(35) (略)
3 (略)	3 (略)
<u>(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)</u>	<u>(株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)</u>
第719条 規程第707条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次の各号のとおり取り扱うものとする。	第719条 規程第707条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次の各号のとおり取り扱うものとする。
(1) 第204条第1項第4号cの規定は適用しない。	(1) 第204条の規定については、同条第1項第4号cの規定は適用しない。
(2) 第212条第6項及び第7項の規定を準用する。	(2) 第212条第6項及び第7項の規定は、規程第707条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者について準用する。
2 (略)	2 (略)

- 3 規程第707条第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券については、次の各号のとおり取り扱うものとする。
- (1) 第311条第5項第1号の規定は、規程第707条第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、第311条第5項第1号cの規定の適用については、次のとおりとする。
- c 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。
- (a) 次の（b）の規定は、規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号本文に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があつたことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）から（ハ）までの規定は適用しない。
- (b) 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項
- 3 規程第707条第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券については、次の各号のとおり取り扱うものとする。
- (1) 第311条第5項第1号の規定は、規程第707条第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、第311条第5項第1号cの規定の適用については、次のとおりとする。
- c 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。
- (a) 次の（b）の規定は、規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号本文に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があつたことを証する書面」とあるのは「支援決定があつたことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）及び（ロ）の規定は適用しない。
- (b) 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項

第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ニ）までに掲げる場合の区分に従い、当該（イ）から（ニ）までに定める書面

（イ） 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ロ） 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にした

第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ニ）までに掲げる場合の区分に従い、当該（イ）から（ニ）までに定める書面

（イ） 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ロ） 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にした

がって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ニ) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内

(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項等が、規程第402条第1号a,jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) (略)

4 第601条第4項（第603条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、規程第707条第4項又は第5項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、第601条第4項第4号の規定の適用については、次のとおりとする。

(4) 規程第707条第4項又は第5項にお

がって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ニ) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があつたことを証する書面

ロ 規程第707条第3項において読み替えて適用する規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内

(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項等が、規程第402条第1号a,jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) (略)

4 第601条第4項（第603条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、規程第707条第4項又は第5項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、第601条第4項第4号の規定の適用については、次のとおりとする。

(4) 規程第707条第4項又は第5項にお

いて読み替えて適用する規程第601条第1項第5号又は規程第603条第1項第3号に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、次のa及びbに定めるところによる。

a 次のbの規定は、規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第3号ただし書」とあるのは「第3号本文」と、「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、(a)のイからハまでの規定は適用しない。

b 規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画

いて読み替えて適用する規程第601条第1項第5号又は規程第603条第1項第3号に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、次のa及びbに定めるところによる。

a 次のbの規定は、規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第3号ただし書」とあるのは「第3号本文」と、「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、(a)のイ及びロの規定は適用しない。

b 規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画

（規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行う。

（a）次のイからニまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからニまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行う。

（a）次のイからニまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからニまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ニ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があつたことを証する書面

(b) 規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項等が、規程第402条第1号a～jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

5 第605条の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a・b (略)

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程

ニ 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があつたことを証する書面

(b) 規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号ただし書又は規程第603条第1項第3号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項等が、規程第402条第1号a～jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

5 第605条の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a・b (略)

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程

第601条第1項第5号本文（かつこ書を除く。）又は規程第603条第1項第3号本文（かつこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する当取引所が適當と認める場合に限る。この場合における当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、前項において読み替えて適用する第601条第4項第4号aの規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき

（2）・（3）（略）

第601条第1項第5号本文（かつこ書を除く。）又は規程第603条第1項第3号本文（かつこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（規程第707条第4項又は第5項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号本文又は規程第603条第1項第3号本文に規定する当取引所が適當と認める場合に限る。この場合における当取引所が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、前項において読み替えて適用する第601条第4項第4号aの規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、企業再生支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき

（2）・（3）（略）

付 則

この改正規定は、平成25年3月28日から施行する。